

神環業第 392 号

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（平成 5 年 3 月条例第 57 号。以下「条例」という。）第 10 条の 2 の 6 の規定による勧告に従わなかったので、条例第 10 条の 2 の 7 の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和 8 年 9 月 26 日

神戸市長 久 元 喜 造

第 52 号

- (1) 違反した者の住所及び氏名

明石市魚住町西岡 43－6

劉 玉 民

- (2) 違反の日時及び場所

令和 7 年 10 月 28 日（火）午前 9 時 2 分頃

神戸市西区王塚台 7 丁目 39 番地（クリーンステーション No. 35-763）

- (3) 違反の内容

上記(2)の場所から家庭系一般廃棄物を収集し、又は運搬した行為

- (4) 違反した者が使用した車両の車両番号

軽四貨物自動車 神戸 480 め 87-98

第 53 号

- (1) 違反した者の住所及び氏名

神戸市北区日の峰 4 丁目 1－3

眞 崎 清 司

- (2) 違反の日時及び場所

令和 6 年 4 月 26 日（金）午前 8 時 25 分頃

神戸市北区日の峰 1 丁目 8 番先（クリーンステーション No. 29-145）

- (3) 違反の内容

上記(2)の場所から家庭系一般廃棄物を収集し、又は運搬した行為

- (4) 違反した者が使用した車両の車両番号

普通乗用自動車 神戸 530 ふ 12-83

第 54 号

- (1) 違反した者の住所及び氏名
明石市魚住町金ヶ崎 1554－2
長 井 宝 司
- (2) 違反の日時及び場所
令和 7 年 1 月 10 日（金）午前 7 時 10 分頃
神戸市西区大津和 1 丁目 4 番地先（クリーンステーション No. 63-162）
- (3) 違反の内容
上記(2)の場所から家庭系一般廃棄物を収集し、又は運搬した行為
- (4) 違反した者が使用した車両の車両番号
軽四貨物自動車 神戸 480 や 35-81

第 55 号

- (1) 違反した者の住所及び氏名
明石市魚住町西岡 2108－14
（中村）FU DEKU／付 徳庫
- (2) 違反の日時及び場所
令和 6 年 11 月 8 日（金）午前 7 時 35 分頃
神戸市西区学園東町 1 丁目 6 番地先（クリーンステーション No. 67-166）
- (3) 違反の内容
上記(2)の場所から家庭系一般廃棄物を収集し、又は運搬した行為
- (4) 違反した者が使用した車両の車両番号
軽四普通自動車 姫路 595 る 70-00